

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
感染性廃棄物処理業務委託
仕 様 書

奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター

仕様書（中間処理：焼却）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター感染性廃棄物処理業務

2 履行場所

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター

3 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

4 作業日及び作業時間

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後5時までとする。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

5 業務の概要

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター（以下「奈良県総合医療センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）を奈良県総合医療センターから中間処理場へ直接運搬し、焼却処理後、残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類

- ① 血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ② 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- ③ 実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④ 血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、実験・手術用の手袋等
- ⑤ 汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等

※上記には新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を含む

7 年間予定数量

プラスチック製	20L 容器	16,000 箱	320,000L
プラスチック製	50L 容器	62,000 箱	3,100,000L
合 計		78,000 箱	3,420,000L

* 上記予定数量については、あくまで年間排出量の目安であり増減します。

8 業務責任者の届出

作業管理及び奈良県総合医療センターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任等届（様式1）により、奈良県総合医療センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 中間処理設備能力

処理能力は、2 t／日以上とする。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- ① 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物を混載しないこと。
- ② 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- ③ 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- ④ 漏出事故等に備え、次亜塩酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- ⑤ 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 廃棄物専用容器の仕様

廃棄物専用容器はプラスチックの被貫通素材を使用した密閉容器であり、サイズは20リットルと50リットルの2種類を使用する。但し、契約期間中に段ボール素材の容器を導入する場合がある。（使用する容器のサイズ及び数量は未定）

なお廃棄物専用容器は、奈良県総合医療センター側で費用負担の上用意する。

12 業務内容

（1）廃棄物の収集・運搬

・受託者は、原則として作業日に、奈良県総合医療センターの担当者の立会のもと、奈良県総合医療センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

- ・積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。

- ・集積場の前に運搬車を停車するためには、建物の構造上2t車程度である必要があるので留意すること。

※集積場までの通路は最小幅員は約3m、高さは約3.5m未満

- ・廃棄物の収集は原則として平日に行い、収集日に概ね集積場の廃棄物専用容器をすべて搬出すること。収集頻度は2t車で週5～6回程度、3t車以上で週2～3回程度（月10回程度）を目安とする。ただし、緊急の場合や休日が連続する場合は、作業日の追加又は変更を指示する場合がある。

※1週間あたりの排出量 20ℓ容器：300個 50ℓ容器：1,200個

（上記は目安であり増減する場合があります。）

（２）廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を専用容器に梱包された状態のままで、焼却温度が800℃以上の焼却施設で中間処理を行うものとし、その後の残渣物については、廃棄物処理法等に基づいて適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設で行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物も排出することから、新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物にも対応できる処理方法を採用することとする。

13 マニフェストの取扱い

この契約にかかる廃棄物の処理は、特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後、廃棄物処理法に基づき、速やかに奈良県総合医療センターへ回付すること。また、その運用については電子マニフェストを用いること。

電子マニフェストの新規登録は受託者が行い、収集日に受渡確認表の「運搬量」「運搬担当者」「運搬終了日」を記載し、「備考」に容器別の収集数量を記載したうえで奈良県総合医療センターへ提出すること。

14 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

15 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

16 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

17 完了報告

受託者は、翌月の5日までに前月の業務について作業月報（別紙様式2・3）の中から該当部分を提出し、奈良県総合医療センターの確認を受けるものとする。

18 請負代金の支払

受託者は、前記17の確認を受けた後、1ヶ月分の請求額をとりまとめ、速やかに奈良県総合医療センターへ請求書を送付するものとし、奈良県総合医療センターは処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

19 資材等の提供

この業務の遂行に必要なとなる資材等については、全て受託者の負担とする。

仕様書（中間処理：溶融）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター感染性廃棄物処理業務

2 履行場所

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター

3 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

4 作業日及び作業時間

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後5時までとする。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

5 業務の概要

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター（以下「奈良県総合医療センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）を奈良県総合医療センターから中間処理場へ直接運搬し、溶融処理し残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類

- ① 血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ② 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- ③ 実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④ 血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、実験・手術用の手袋等
- ⑤ 汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等

※上記には新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を含む

7 年間予定数量

プラスチック製	20L 容器	16,000 箱	320,000L
プラスチック製	50L 容器	62,000 箱	3,100,000L
合 計		78,000 箱	3,420,000L

* 上記予定数量については、あくまで年間排出量の目安であり増減します。

8 業務責任者の届出

作業管理及び奈良県総合医療センターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任等届（様式1）により、奈良県総合医療センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 中間処理設備能力

処理能力は、2 t／日以上とする。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- ① 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物を混載しないこと。
- ② 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- ③ 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- ④ 漏出事故等に備え、次亜塩酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- ⑤ 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 廃棄物専用容器の仕様

廃棄物専用容器はプラスチックの被貫通素材を使用した密閉容器であり、サイズは20リットルと50リットルの2種類を使用する。但し、契約期間中に段ボール素材の容器を導入する場合がある。（使用する容器のサイズ及び数量は未定）

なお廃棄物専用容器は、奈良県総合医療センター側で費用負担の上用意する。

12 業務内容

（1）廃棄物の収集・運搬

- ・受託者は、原則として作業日に、奈良県総合医療センターの担当者の立会のもと、奈良県総合医療センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

- ・積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。
 - ・集積場の前に運搬車を停車するためには、建物の構造上2t車程度である必要があるので留意すること。
- ※集積場までの通路は最小幅員は約3m、高さは約3.5m未満
- ・廃棄物の収集は原則として平日に行い、収集日に概ね集積場の廃棄物専用容器をすべて搬出すること。収集頻度は2t車で週4～5回程度、3t車以上で週2～3回程度（月10回程度）を目安とする。ただし、緊急の場合や休日が連続する場合は、作業日の追加又は変更を指示する場合がある。
- ※1週間あたりの排出量 200ℓ容器：300個 500ℓ容器：1,200個
（上記は目安であり増減する場合があります。）

（２）廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を専用容器に梱包された状態のままで、熔融温度が1,200℃以上の熔融施設で中間処理を行うものとし、その後の残渣物については、廃棄物処理法等に基づいて適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設で行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物も排出することから、新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物にも対応できる処理方法を採用することとする。

13 マニフェストの取扱い

この契約にかかる廃棄物の処理は、特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後、廃棄物処理法に基づき、速やかに奈良県総合医療センターへ回付すること。また、その運用については電子マニフェストを用いること。

電子マニフェストの新規登録は受託者が行い、収集日に受渡確認表の「運搬量」「運搬担当者」「運搬終了日」を記載し、「備考」に容器別の収集数量を記載したうえで奈良県総合医療センターへ提出すること。

14 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

15 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

16 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

17 完了報告

受託者は、翌月の5日までに前月の業務について作業月報（別紙様式2・3）の中から該当部分を提出し、奈良県総合医療センターの確認を受けるものとする。

18 請負代金の支払

受託者は、前記17の確認を受けた後、1ヶ月分の請求額をとりまとめ、速やかに奈良県総合医療センターへ請求書を送付するものとし、奈良県総合医療センターは処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

19 資材等の提供

この業務の遂行に必要なとなる資材等については、全て受託者の負担とする。

仕様書（中間処理：滅菌）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター感染性廃棄物処理業務

2 履行場所

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター

3 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

4 作業日及び作業時間

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後5時までとする。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

5 業務の概要

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター（以下「奈良県総合医療センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）を奈良県総合医療センターから中間処理場へ直接運搬し、滅菌処理後の残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類

- ① 血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ② 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- ③ 実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④ 血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、実験・手術用の手袋等
- ⑤ 汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等

※上記には新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を含む

7 年間予定数量

プラスチック製	20L 容器	16,000 箱	320,000L
プラスチック製	50L 容器	62,000 箱	3,100,000L
合 計		78,000 箱	3,420,000L

* 上記予定数量については、あくまで年間排出量の目安であり増減します。

8 業務責任者の届出

作業管理及び奈良県総合医療センターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任等届（様式1）により、奈良県総合医療センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 中間処理設備能力

処理能力は、2 t／日以上とする。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- ① 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物を混載しないこと。
- ② 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- ③ 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- ④ 漏出事故等に備え、次亜塩酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- ⑤ 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 廃棄物専用容器の仕様

廃棄物専用容器はプラスチックの被貫通素材を使用した密閉容器であり、サイズは20リットルと50リットルの2種類を使用する。但し、契約期間中に段ボール素材の容器を導入する場合がある。（使用する容器のサイズ及び数量は未定）

なお廃棄物専用容器は、奈良県総合医療センター側で費用負担の上用意する。

12 業務内容

（1）廃棄物の収集・運搬

・受託者は、原則として作業日に、奈良県総合医療センターの担当者の立会のもと、奈良県総合医療センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

- ・積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。

- ・集積場の前に運搬車を停車するためには、建物の構造上2t車程度である必要があるので留意すること。

※集積場までの通路は最小幅員は約3m、高さは約3.5m未満

- ・廃棄物の収集は原則として平日に行い、収集日に概ね集積場の廃棄物専用容器をすべて搬出すること。収集頻度は2t車で週4～5回程度、3t車以上で週2～3回程度（月10回程度）を目安とする。ただし、緊急の場合や休日が連続する場合は、作業日の追加又は変更を指示する場合がある。

※1週間あたりの排出量 20ℓ容器：300個 50ℓ容器：1,200個

（上記は目安であり増減する場合があります。）

（2）廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を前処理で粉砕等を行った後、①高圧蒸気滅菌処理については、121℃以上の温度条件で20分間以上滅菌施設により中間処理を行うものとし、②マイクロ波滅菌処理については、95℃～100℃以上の温度条件で30分以上滅菌施設で中間処理を行うものとし、その後の残渣物については、廃棄物処理法等に基づいて適正処理を行うこと。

またいずれの処理方法においても滅菌状況の確認を2月に1回以上の頻度で行うこと。中間処理は、適正な性能を有する施設で行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物も排出することから、新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物にも対応できる処理方法を採用することとする。

13 マニフェストの取扱い

この契約にかかる廃棄物の処理は、特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後、廃棄物処理法に基づき、速やかに奈良県総合医療センターへ回付すること。また、その運用については電子マニフェストを用いること。

電子マニフェストの新規登録は受託者が行い、収集日に受渡確認表の「運搬量」「運搬担当者」「運搬終了日」を記載し、「備考」に容器別の収集数量を記載したうえで奈良県総合医療センターへ提出すること。

14 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

15 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

16 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

17 完了報告

受託者は、翌月の5日までに前月の業務について作業月報（別紙様式2・3）の中から該当部分を提出し、奈良県総合医療センターの確認を受けるものとする。

18 請負代金の支払

受託者は、前記17の確認を受けた後、1ヶ月分の請求額をとりまとめ、速やかに奈良県総合医療センターへ請求書を送付するものとし、奈良県総合医療センターは処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

19 資材等の提供

この業務の遂行に必要なとなる資材等については、全て受託者の負担とする。

仕様書（中間処理：消毒）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター感染性廃棄物処理業務

2 履行場所

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター

3 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

4 作業日及び作業時間

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後5時までとする。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

5 業務の概要

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター（以下「奈良県総合医療センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）を奈良県総合医療センターから中間処理場へ直接運搬し、消毒処理後の残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類

- ① 血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ② 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- ③ 実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④ 血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、実験・手術用の手袋等
- ⑤ 汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等

7 年間予定数量

プラスチック製	20L 容器	16,000 箱	320,000L
プラスチック製	50L 容器	62,000 箱	3,100,000L
合 計		78,000 箱	3,420,000L

* 上記予定数量については、あくまで年間排出量の目安であり増減します。

8 業務責任者の届出

作業管理及び奈良県総合医療センターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任等届（様式1）により、奈良県総合医療センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 中間処理設備能力

処理能力は、2 t／日以上とする。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- ① 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物を混載しないこと。
- ② 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- ③ 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- ④ 漏出事故等に備え、次亜塩酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- ⑤ 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 廃棄物専用容器の仕様

廃棄物専用容器はプラスチックの被貫通素材を使用した密閉容器であり、サイズは20リットルと50リットルの2種類を使用する。但し、契約期間中に段ボール素材の容器を導入する場合がある。（使用する容器のサイズ及び数量は未定）

なお廃棄物専用容器は、奈良県総合医療センター側で費用負担の上用意する。

12 業務内容

（1）廃棄物の収集・運搬

- ・受託者は、原則として作業日に、奈良県総合医療センターの担当者の立会のもと、奈良県総合医療センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。
- ・積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱

うものとする。

- ・集積場の前に運搬車を停車するためには、建物の構造上2t車程度である必要がある
ので留意すること。

※集積場までの通路は最小幅員は約3m、高さは約3.5m未満

- ・廃棄物の収集は原則として平日に行い、収集日に概ね集積場の廃棄物専用容器をすべて搬出すること。収集頻度は2t車で週4～5回程度、3t車以上で週2～3回程度（月10回程度）を目安とする。ただし、緊急の場合や休日が連続する場合は、作業日の追加又は変更を指示する場合がある。

※1週間あたりの排出量 200ℓ容器：300個 500ℓ容器：1,200個

（上記は目安であり増減する場合があります。）

（2）廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を前処理で粉碎等を行った後、肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で、消毒施設により中間処理を行うものとし、その後の残渣物については、廃棄物処理法等に基づいて適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設で行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物も排出することから、新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物にも対応できる処理方法を採用することとする。

13 マニフェストの取扱い

この契約にかかる廃棄物の処理は、特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後、廃棄物処理法に基づき、速やかに奈良県総合医療センターへ回付すること。また委託期間中に電子マニフェストによる運用への切り替えを予定しているので、対応できること。

14 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

15 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

16 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、

従事者への徹底を図るものとする。

17 完了報告

受託者は、翌月の5日までに前月の業務について作業月報（別紙様式2・3）の中から該当部分を提出し、奈良県総合医療センターの確認を受けるものとする。

18 請負代金の支払

受託者は、前記17の確認を受けた後、1ヶ月分の請求額をとりまとめ、速やかに奈良県総合医療センターへ請求書を送付するものとし、奈良県総合医療センターは処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

19 資材等の提供

この業務の遂行に必要となる資材等については、全て受託者の負担とする。